

2026年4月27日（月）

小牧市における土壌汚染について

株式会社バロー（岐阜県多治見市）が、小牧市内の株式会社L S Iメディエンス中部ラボラトリー跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社バロー

(2) 報告年月日

2026年4月27日（月）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県小牧市大字小牧原新田鷹之橋 608 番、608 番 1 及び 615 番 3 の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	1.1mg/L (1.4倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0~1.1m	3 / 40

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所はコンクリート被覆されており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌をすべて掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社バローホールディングス 店舗開発本部 店舗開発部 用地課
住所：岐阜県多治見市大針町 661-1
電話：090-3711-4933

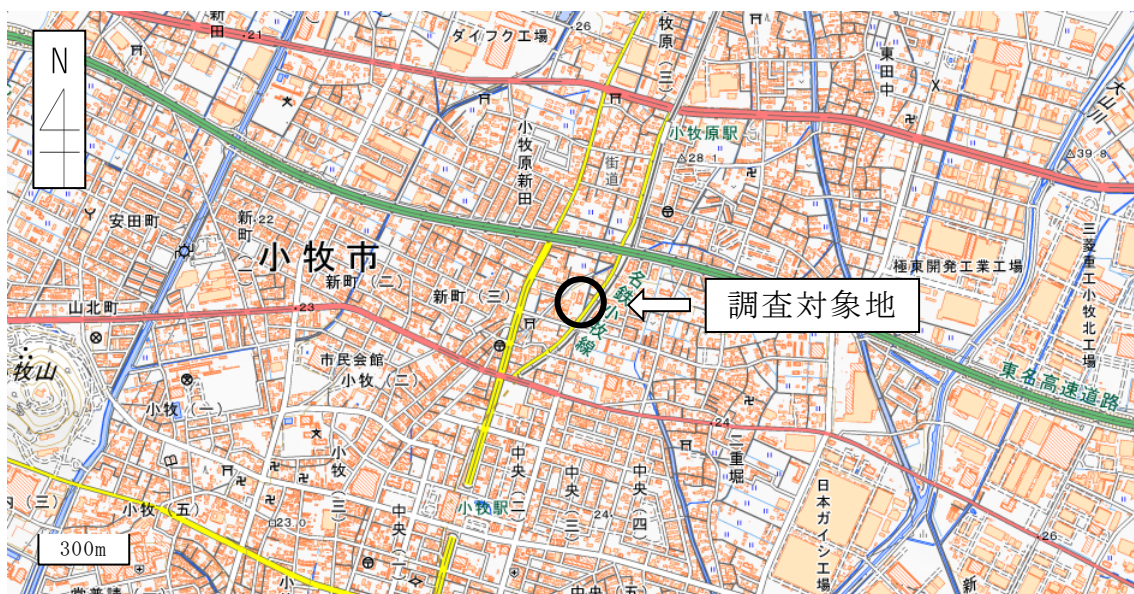
4 調査対象地の概要

(1) 面積

4,057.01m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1961年から1994年まで落合ヘルド株式会社の敷地の一部として利用されてきました。1994年以降は株式会社LSIメディアエンスの敷地として利用されてきましたが、現在は閉鎖され、建屋の解体工事を行っています。今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴はあるものの、漏えい事故等の記録は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)